第17回 医師の働き方改革の推進に関する検討会

令和4年3月23日

資料4

# 審査組織の運用について

# C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能の考え方

#### C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能

「C-2水準の対象分野」において「C-2水準の対象技能となり得る技能」であって、その「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」が存在するもの

### 具体的には

1

### 「C-2水準の対象分野」に該当

日本専門医機構の定める基本領域(19領域)において、 高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野

#### かつ

2

## 「C-2水準の対象技能となり得る技能」の考え方に該当

我が国の医療水準を維持発展していくために 必要とされる、医学研究や医療技術の進歩により 新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術 (先進医療を含む)

#### または

良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技能

#### かつ

3

## 「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」の考え方に該当

#### 次のア~ウの1つ以上に該当

- ア) 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない
- イ) 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない
- ウ) その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

## C-2水準の対象分野等の考え方について

#### 論点

○ C-2水準の対象分野等の考え方に関する経緯を踏まえた上で、C-2水準の対象技能となり得る具体的な 技能の考え方について、どのように考えるか。

## 方 針

- 前回及び前々回の検討会で示した「C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能の考え方(案)」は、C-2水準に関する調査・研究事業及び基本19領域の学会へのヒアリング調査によって、C-2水準の対象分野及び対象技能の考え方が、一定程度、明らかになってきたことを踏まえた内容である。
- 具体的には、これらのヒアリング調査等を通じて、C-2水準の対象技能には、①先進医療を含む医学研究や医療技術の進歩により新たに登場した技能だけでなく、②基本領域の専門医取得段階では独立して実施できる等の高いレベルまで到達することが困難な技能も含まれ得ることが明らかとなった。
- 当初、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」及び「医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ」においては、C-2水準の対象分野は「高度に専門的な医療を三次医療圏単位又はより広域で提供することにより、我が国の医療水準の維持発展を図る必要がある分野であって、そのための技能を一定の期間、集中的に修練する必要がある分野」とされていたが、このうち「高度に専門的な医療を三次医療圏単位又はより広域で提供することにより」という限定をかけると、②の技能がC-2水準の対象技能に含まれなくなることが考えられ、良質かつ適切な医療を提供し続けるための医師の育成に支障を来すことが懸念される。
  - ※当初の議論において、この限定は、①の技能を念頭に置いたものであった。
  - ※②の技能は、地域における医療水準の確保や、育成に当たっての症例数の確保等の観点から、より小さな医療圏単位で育成を行うことが適当と考えられるものである。
- このため、「高度に専門的な医療を三次医療圏単位又は広域で提供することにより」という限定をC-2水準の対象分野全体に適用することはせず、対象分野及び対象技能の考え方は、前ページのとおりとする。

#### 論点

○ C-2水準の技能等に関する審査の運用については、その審査の適正性・透明性を担保する仕組み等を確認しておくべきではないか。

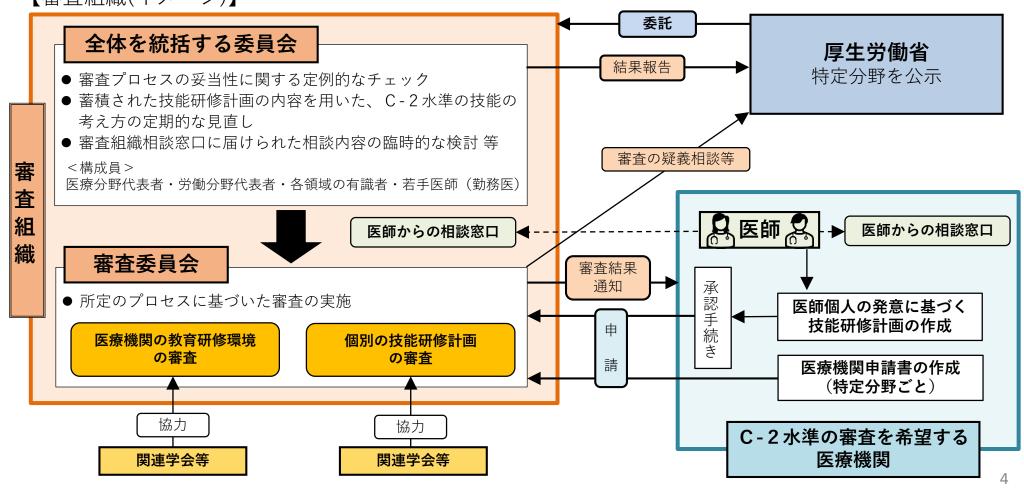
### 方 針

- 審査の適正性・透明性を担保する仕組み等として、以下のとおりとする。
  - 医師が提出する技能研修計画において、計画期間、経験を行う分野、修得予定の技能、経験予定症例数、手術数、指導者・医療機関の状況、研修、学会、論文発表等学術活動の予定等の記載を求めること
  - 医療機関による申請の様式において、当該分野のC-2水準の技能を効率的に修得することが可能となることが明らかとなるような、学会等の定める施設認定の所有状況の記載を求めること(施設認定を有していない場合は、施設認定に相当する、あるいはそれ以上の教育研修環境(例:当該技能の症例数、指導体制)を有することを示す情報の記載を求めること)
  - 複数の異なる分野の学術団体から技術的助言を得た上で審査を行うこと
  - 審査組織における審査(医療機関の教育研修環境の審査、技能研修計画の審査)の運用について、例えば本検 討会等において、報告及び確認し、必要に応じて運用の見直しを行うこと
  - C-2水準の技能の考え方については、審査組織内に蓄積された技能研修計画の内容を用いて、定期的に見直しを行うこと
- 具体的には、次ページのとおり運用を行うこととする。

## C-2水準の技能等に関する審査の運用について

- 審査組織については、C-2水準の審査業務に相当の専門性が必要になると想定されることから、関連学会等に協力 を得る必要があるが、具体的な組織の運営方法については、以下のように、厚生労働省からの委託の形とし、各領 域の関連学会等から審査への参加や技術的助言を得ることとする。
- □ 技能研修計画は、審査組織で審査を行うこととし、研修予定の具体的な技能の名称のみで審査が行われるのではなく、その計画内容を含めて審査が行われるものとする(個人の記載する当該技能の修得のために予定する症例数及びその他の業務と、設備や指導医といった医療機関の教育研修環境を総合して、技能研修計画は審査される)。

#### 【審査組織(イメージ)】



## C-2水準の技能等に関する審査について

○ 令和3年度の審査組織の準備に関する委託事業では、C-2水準に関する調査・研究、基本19領域の学会へのヒアリング調査に加え、複数の異なる分野の学術団体から技術的助言を得る形での模擬的な審査(モデル審査)を実施し、審査組織の運用開始に向け、技能研修計画の内容や医療機関の教育研修環境の審査判定について整理するとともに、モデル審査を踏まえた申請様式の作成を行った。



審査組織の準備に関する委託事業全般を通じて、次の点が確認された。

- C-2水準の対象技能は個別性が高い(※)ため、技能研修計画に記載する各技能の修得に求められる研修予定症 例数について、あらかじめ網羅的な基準を設定することは困難。
  - ※ 技能自体が多岐にわたることに加え、同一の技能であっても、申請を行う医師の申請時点での習熟度や、目標と する当該技能の修得レベルや修得にかける総研修期間が一律ではない。
- モデル審査を踏まえると、技能研修計画の審査では、申請された技能についての審査項目のうち、
  - ① 対象分野の該当性と、C-2水準の対象技能となり得る技能の考え方の該当性は、当該技能の対象分野の関連学会以外の専門家でも妥当性の判断が概ね可能であることから、複数の専門家による審査を行うことで、透明性が担保できると考えられる。
  - ② <u>修得にやむを得ず長時間労働を必要とする根拠の妥当性</u>と、<u>修得に求められる研修予定症例数の妥当性</u>は、 専門家が判断する場合も、複数の観点から総合的に判断する必要がある。
    - ※次頁において、②に関する妥当性判断の複数の観点を示す。
- モデル審査を踏まえると、医療機関の教育研修環境の審査については、各学術団体が認定している施設基準がその判定の目安になることが多く、「基本領域の専門医取得以降の医師を指導する体制」が重要視される。

# C-2水準における技能研修計画及び医療機関の教育研修環境に関する審査判定について

審査にあたっては、技能研修計画及び医療機関の教育研修環境について、下記の観点を踏まえた総合的な判定を行う。

- 1. 技能研修計画の審査
- ・ C-2水準の対象技能の修得にやむを得ず長時間労働を必要とする根拠の妥当性評価の観点
  - (ア)診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない
    - ・平日・日中以外の時間帯においても、実施されることが多い技能か
    - ・技能と関連した重篤な合併症への緊急対応の必要性が見込まれるか
  - (イ)同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない
    - ・特殊性の高い領域の技能等、特定医師の継続対応の必要性が見込まれるか
    - ・技能と関連した重篤な合併症の発生に備えて、同一医師による継続対応の必要性が見込まれるか
  - (ウ)その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ
    - ・技能及びその前後の業務を含めて時間外・休日労働が生じうるか
- C-2水準の対象技能の修得に求められる研修予定症例数の妥当性評価の観点
  - ・ 技能名と最も関連の強い個別技能(以下「主たる技能」という。)の研修予定症例数が極端に少なくないか
  - ・ 主たる技能の研修予定症例数は、当該技能の医療機関の年間見込み症例数に対して割合が極端に低くないか
  - ・ 主たる技能の症例数1件あたりに必要とされる業務時間が特に長いか(重篤な症例が主な対象となる技能等)
  - ・主たる技能以外の研修予定症例数が極端に多くないか
  - ・ 基本19領域の専門医取得以降に取得する各種専門医の研修カリキュラムで必要とされる症例数と比較して大きな乖離がないか

※なお、対象分野及びC-2水準の対象技能となり得る技能の考え方の該当性の審査は関連学会の助言を参考とする。

- 2. 医療機関の教育研修環境の審査
- C-2水準の対象技能の修得に求められる、医療機関の教育研修環境の妥当性評価の観点
  - 分野毎に、基本領域の専門医取得以降の医師を指導できる医師・設備・症例数等が十分であるか
  - ・ 分野毎に、基本領域の専門医取得以降の医師が修練するための学会施設認定を取得しているか

#### 引き続き検討すべき事項

- ・C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能の考え方は、改正医療法の施行後、審査組織による審査事例を重ねる中で、定期的な見直しを行っていく。
- ・審査組織運用開始後の、C-2水準の対象技能の類型化や、修得予定症例数の目安、C-2水準の対象技能の教育研修機関に求められる要件等についても、 審査組織による審査事例を重ねる中で、例えば本検討会等において定期的に報告及び確認を行い、必要に応じて運用の見直しを行っていく。